

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009横第55号	
事故等名	作業船拓海モーターボート法丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年2月9日(月)18時10分ごろ	
発生場所	京浜港東京区第3区東京中央防波堤西灯台から真方位141° 375m付近 (概位 北緯35° 35.6′ 東経139° 48.6′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月12日横浜・地方事故調査官が、A船舶所有者から事故の概要、損傷写真、保険関係書類写、船舶検査手帳写、船舶検査証書写、小型船舶登録事項通知書写、修繕明細書写、船長免状写を入手、3月19日B船船長から事故状況等に関する回答、3月23日船舶検査手帳写、船舶検査証書写、小型船舶登録事項通知書写、船長免許証写を入手、4月8日両船舶所有者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 作業船 拓海 16トン	
船舶番号	235-25257東京	
船舶所有者等	有限会社安田船舶	
船種・船名・総トン数	B モーターボート 法丸 5トン未満(7.74m)	
船舶番号(IMO 番号)	230-30474東京	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 船首部左舷側防舷帯一部脱落 B 船首部に高さ約20cm、幅約50cmの破口	
事故等の経過	A船は、京浜港東京区第3区東航路から同西航路を結ぶ水路の西口に向けて航行中、B船は、釣りのため、東京中央防波堤付近に停泊しようとしたとき、平成21年2月9日18時10分ごろ、A船の左舷船首とB船の船首が衝突した。 当時の天気は、晴れで、風力2の北北東の風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、B船が左舷前側の窓枠の死角に入っていたため、確認できず、B船に気付いたとき、クラッチを中立にしたが間に合わなかった可能性があると考えられる。 B船は、右舷側を見ていなかったため、右舷側から接近するA船の前路に停泊しようとした可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船が航行中、B船が停泊作業中、いずれも適切な見張りを行わず、他船の存在に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	A船は、事故後、窓枠の死角を解消するために、一定の位置で見張りを行わずに、顔を前後左右に動かして確認するようになった。	